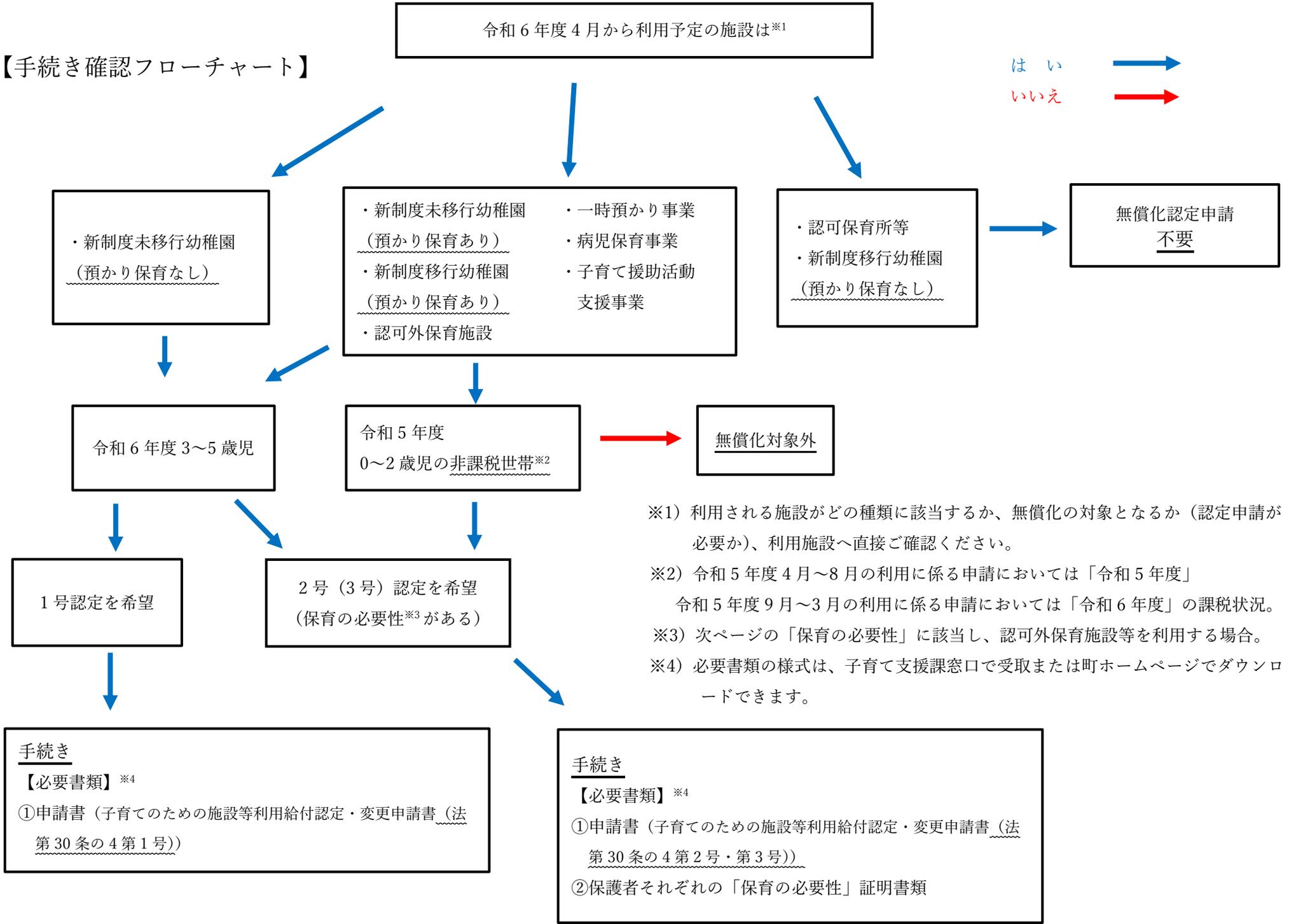


【手続き確認フローチャート】



はい →
いいえ →

- ※1) 利用される施設がどの種類に該当するか、無償化の対象となるか（認定申請が必要か）、利用施設へ直接ご確認ください。
- ※2) 令和5年度4月～8月の利用に係る申請においては「令和5年度」
令和5年度9月～3月の利用に係る申請においては「令和6年度」の課税状況。
- ※3) 次ページの「保育の必要性」に該当し、認可外保育施設等を利用する場合。
- ※4) 必要書類の様式は、子育て支援課窓口で受取または町ホームページでダウンロードできます。

【保育の必要性】

保育を必要とする事由	保護者の状況	必要書類（証明書類）
① 就労	週3日以上かつ1日4時間以上から対象（月48時間以上）。 ※自営業・農水産業・内職を含みます。	・勤務の方：勤務証明書（※指定様式） ・自営業等の方：自営業・農水産業・内職申立書（※指定様式） （その添付資料も確認してください）
② 妊娠・出産	出産予定月前2か月または出産月後3か月にある場合のみ。 ※継続利用（認定）を希望の場合は、期間満了日の前日までに他の事由の証明書類の提出が必要です。	親子（母子）健康手帳の写し ※表紙および分娩予定日が記載されているページ
③ 疾病・障がい	病気または障がいがあり、児童を十分に保育することができない。 ※状態が変わり該当しなくなる場合は、他の事由の証明書類が必要です。	診断書【保護者用】（※指定様式） ※障害者手帳をお持ちの方は、その写しも提出してください。
④ 看護・介護	同居の親族（長期間入院している親族を含む）を常時介護または看護していること。 ※状態が変わり該当しなくなる場合は、他の事由の証明書類が必要です。	診断書【看護・介護用】（※指定様式） ※看護・介護対象者が障害者手帳や特別児童扶養手当証書をお持ちの場合は、その写しも提出してください。
⑤ 災害復旧	震災・風水害・地震等でその家屋を消失または破損し、復旧が必要。	罹災証明書
⑥ 求職活動	求職中または就労予定（起業準備を含む）。 ※最大90日（年度内1回限り）。 ※継続利用（認定）を希望の場合は、期間満了日の前日までに他の事由の証明書類の提出が必要です。	就労誓約書（※指定様式）
⑦ 就学等	大学・専門学校・職業訓練校に通い、日中カリキュラムがあるため児童の保育をすることができない。 ※要件（一日当たり、月当たり時間等）は「①就労」に準じます。 ※自動車学校・短時間の習い事・塾等は除きます。	在学証明書およびカリキュラム（時間割等）
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	子育て支援課へお問い合わせください。
⑨ 育児休業	育児休業をする場合で、育児休業に係る子ども以外のきょうだい児について保育所等を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること（育児休業に係る子どもが1歳半になる月の末日まで）。	勤務証明書（※指定様式） ※育児休業期間、復職年月日も忘れずに記入
⑩ その他	①～⑨に類する状態として、与那原町が認める場合	子育て支援課へお問い合わせください。